

(2017-2018 年度)

第3回複合地区会則委員長連絡会議要録

- ◎日 時: 2018年1月22日(月) 13:25-16:10
◎場 所: 一般社団法人日本ライオンズ(東京・八重洲)
◎出席者:

330 複合地区会則委員長	濱野 雅 司
331 複合地区会則委員長	山口 富 雄 (副世話人)/[欠席]
332 複合地区会則委員長	佐藤 義 則
333 複合地区会則委員長	松本 元 良
334 複合地区会則委員長	柴田 富志夫
335 複合地区会則委員長	三宮 秀 介
336 複合地区会則委員長	岡村 聖 爾 (世話人)
337 複合地区会則委員長	麻生 好 彦

【議事3のみ出席】

一般社団法人日本ライオンズ
法律顧問(弁護士) 池田 和 司

13:25、岡村会則世話人より開会。池田法律顧問の出席時間に制限があるため議案議事3項「一般社団法人日本ライオンズ定款と複合地区会則について」から質疑応答・審議が行われた。

◎議 事:

1. 前回国議要録の確認

11月8日第2回国議要録のほか、国際協会ウェブサイトにはアップされた複合地区協議会組織図及び地区キャビネット組織図コピー配布、確認。

2. ドバイ/ニューデリー国際理事会決議事項要約の確認

(1) 国際協会ウェブサイトにはアップされた、2017年11月8日～13日の秋季国際理事会決議事項要約(資料2)配布。会則に関係する決議を確認。

会則及び付則委員会

決議10. 地区ガバナーの任務に関する規定の明確化に向けた国際付則改正案を2018年国際大会へ提出する決議を採択。

決議11. 近年国際会則及び付則に加えられた改正との整合性をとるために、長期計画委員会構成員数を改める国際付則改正案を2018年国際大会に提出する決議を採択。

マーケティング・コミュニケーション委員会

決議3. グローバル・アクション・チーム(GAT)体制新設と元協議会議長職の順位変更を反映させるため、理事会方針書第19章に含まれている公認プロトコルを改定。

会員増強委員会

決議1. 試験的に行われている「ウェルカムホーム」プログラムを2019年6月30日まで延長。

決議3. 所在自治体名から始まる命名という規定に柔軟性をもたせ、これに代わる命名を新クラブが要請できるよう、理事会方針書第10章A項5.aを改定。

決議5. レオから移籍したライオンと学生会員がデータや情報を、紙面による報告に加え MyLCI を使って報告できるよう、理事会方針書第17章C項4を改定。

決議7. 会員増強委員会が投票によってクラブ結成に対する抗議をより速やかに解決できるようにするため、理事会方針書第10章C項3を改定。

(2) 公認プロトコルは英語版のみが国際協会ウェブサイトアップされている。今回の変更箇所を確認。8番にGLT/GMT/GST/LCIF会則地域リーダーが、9番にGLT/GMT/GST/LCIF会則地域副リーダーが明示され、各レベルのリーダー/コーディネーターにGSTが加わる。なお、元協議会議長は15番から19番へ移行し、複合地区のコーディネーター/前地区ガバナー/副地区ガバナー/複合地区の委員会委員長がそれぞれ一つ繰り上がる。

(3) 「ウェルカムホーム」プログラムにより、世界中から422名が会員として復帰されている。国際協会集計の「月例会員報告累計表」において、「International Centennial Lions Club」として表示されている。

(4) 太平洋アジア課ウェブサイトより、①日本の場合はeMMR サバンナで会員報告をしているため、MyLCI でレオクラブの報告はできない。レオクラブ役員報告書を提出して、国際本部で登録する。②2018年1月から、新クラブ結成の申請は、すべて MyLCI で行う必要がある。地区ガバナー用「MyLCI 新クラブ申請 最も速い新クラブ結成手続き」配布。地区ガバナー権限で、MyLCIのサイトから新クラブを申請する。チャーターメンバー費はみずほ銀行第5集中支店への振込受取書を太平洋アジア課へEメールする。

3. 一般社団法人日本ライオンズ定款と複合地区会則について

(1) 前回会議に続いて、一般社団法人日本ライオンズ定款と複合地区会則について審議した。MD331、MD332、MD335、MD336、MD337各委員長書面(資料3)の他、社団の組織図(2017-2018最終案)、2015-16第7回議長連絡会議要録別紙コピー配布。また、「国際理事候補者推薦について(修正版)」及び2017年11月15日エイミーJ.ペーニャ国際協会法律顧問書簡コピー配布。

(2) 書面のほか、各委員長から口頭で意見を出していただき、社団の法律顧問である池田弁護士に説明をお願いした。主な質疑応答の内容は次のとおり。

- 社団理事会と議長連絡会議の一本化について

- ①国際会則に則り複合地区会則が優先されるので各複合地区は独立した権限と責任を持ち、複合地区会則に基づいて運営されなければならない。

2016.2.26「一般社団法人設立コンセプト」にあるように一般社団法人はライオンズ全体を法人化するものではありませんが一般社団法人法に基づいた法人として日本ライオンズ事務所を運営するものであり、ライオンズ必携第57版30ページの(3)に記載されている如く「日本ライオンズ事務所」が法人化されたものである。

- 社団の正社員及び理事構成をシンプルにすべき

- ①2016.2.26の組織図の一般社団法人日本ライオンズの社員総会の下に8複合地区ガバナー協議会 議長連絡会が位置づけされているのは国際会則・複合地区会則からもあり得ない。

- ②2016.2.26の「法人化の解釈」12行に記載されている如く8つの複合地区自体

や 8 複合地区ガバナー協議会といった組織が無くなるわけではありません。とあるので 8 複合地区ガバナー協議会の合意のもとに一般社団法人日本ライオンズは運営されなければならない。

③一般社団法人日本ライオンズの正社員は 8 複合地区ガバナー協議会議長と現地区ガバナー並びに現国際理事に限り、その他は議長会議の諮問機関を創設しその中で大所高所から意見具申をした方がベター。

- 繰越金管理の適正化、現在社団が設置していない基金制度の活用案
- 国際会則及び付則、複合地区会則、社団の定款における整合性

【結論】社団の定款は、総正社員の2/3以上の賛成で変更は可能であるので、議長連絡会議で検討していただくことを願います。

(3)ローテーションシステムについて、協会法律顧問のペーニャ弁護士からチョイ副会長及び山田元会長宛でのEメール文面を確認した。国際付則第9条第5項には、「国際役員立候補者表明の時期と方法に関する手続き、並びに候補者推薦に必要な投票数については、それぞれの単一地区又は複合地区の会則及び付則で定めることができるが、国際役員候補者のために本会則で規定されている以外の条件を加えてはならない。」とあり、ローテーションシステムを適用することは追加の資格要件となるとの決定が、以前国際理事会によって下されており、このようなローテーションシステムは国際付則と整合していないとの結論を理事会が出している。

オセアルや複合地区内における国際理事ローテーションについて、検討した。2019年ミラノ国際大会までは、現在申し合わされている割当を生かしてほしいとの意見が多数を占めた。

(4)ライオンズ必携第56版P.172掲載の参考指針(複合地区ローテーション)と、第57版から参考指針を差し替えて掲載しているオセアルのガイドラインについて、忌憚のない意見交換を行った。オセアルのガイドラインに掲げているものは、前掲(3)の国際付則第9条第5項との整合性が問われないかと指摘する意見もあり。

4. アラート委員会について

前回会議で取り上げたアラート委員会規約について検討し、佐藤委員長から提出された『ライオンズ緊急 ALERT プログラム』(別紙)を、各複合地区及び各地区で取り上げていただくことに決めた。すでに複合地区や地区において緊急援助資金が積み立てられ、資金の用途を災害被災者支援に限定して支出しているが、当該プログラムを指針として、運用して頂くように各複合地区ガバナー協議会議長より準地区ガバナーに浸透させていただくように要請することにした。

5. その他

(1)国際協会が加入している一般責任保険会社名が変更されている。

Chubb Insurance Group (ACE Insurance Company)

エース損害保険株式会社は、2016年10月1日付で、商号変更(社名変更)。

新社名 ^{チャブ} Chubb損害保険株式会社

(2)ライオンズクラブ国際協会 OSEAL 調整事務局の開局通知(1月4日)

2018年1月4日より、ライオンズクラブ国際協会 OSEAL 会則地域における出先機関にあたる位置づけとして、OSEAL 調整事務局が開設された旨、佐子マーズ所長名で通知あり。

住所:〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 ^{さいわい} 幸ビルディング2階

電話番号:03-6811-2343

業務時間:午前9時から午後5時まで

Eメールアドレス: oseal@lionsclubs.org

クラブ用品専用 Eメールアドレス: oseal-clubsupply@lionsclubs.org

クラブ用品担当者: 梶澤郁子 ikuko.kabawasawa@lionsclubs.org

6. 次回会議

第4回会議 2018年5月9日(水) 13:30-16:30 場所:一般社団法人日本ライオンズ
なお、第1回会議で確認したとおり、2018-2019ライオンズクラブ役員必携を製作するべく準備を進める。見積取り寄せ、原稿準備、注文取りまとめ等を例年通りのスケジュールで手配し、詳細は世話人に一任する。

16:10岡村会則世話人により閉会。

以上

ライオンズ緊急 ALERT プログラム

【緊急事態】

緊急事態とは、自然災害、人的災害（テロ等）、世界的に流行する疾病をいう。

【緊急レベル】

レベル1 緊急事態[数名に影響]主に単独クラブで対応

少人数にのみ影響を与える緊急事態。地域の緊急事態として地元での対応は必要となる。家屋の火災や局所的な洪水など。単独クラブでも、影響を受けた人々を支援したり、飲料水や食糧、宿泊場所や衣類などの必需品を提供することができる。

レベル2 緊急事態[地域社会に影響]主に地区で対応

より大きな地理的区域に影響を及ぼす緊急事態。竜巻、台風、地滑りなど。地区として組織的な対応は必要になる。このレベルでは政府やその他の救済機関が初期救援努力に関与することが考えられる。地区には LCIF 緊急援助金申請の可能性がある。

レベル3 緊急事態[地域内の数百/数千の人々に影響]主に複合地区で対応
何百あるいは何千の人々に影響を与える緊急事態。一つあるいは複数の複合地区が共同で、津波や地震など大災害の被害者救援を行う。初期救援を提供する政府や赤十字、その他の救済組織と共に人道的支援を提供する。

【管 理】

[備え]

- ・ライオンズ・アラート委員会の設置
(委員会には、緊急事態対応能力または訓練を受ける用意のあるメンバー及びメンバー以外の警察官、消防士、援助機関職員などの者が入ることが望ましい。)
- ・アクションプランの作成
- ・連絡網の整備
(行政・NGO・地域・マスコミ・緊急事態対応専門家・ボランティアチーム
国際本部・レスキューライオンズクラブ・クラブ・メンバー)
- ・ALERT 掲示板の設置
(支援要請・支援可能又被災地の状況報告を掲載する。但し複合会則 29 条でクラブ 及び会員の要請等は禁じられているので地区ガバナーの指示のもと行う)
- ・アラートボックスの配備 (緊急支援物資箱)

[初動期]

- ・ 初期救済組織（社会福祉協議会等）と連携し後方支援に回る。
（ボランティアの送迎、作業に必要なマスク・スコップなどの手配、炊出し、宿泊の提供など）
- ・ ALERT 掲示板の設置（日を追うごとにニーズが変化するので毎日更新する）
- ・ LCIF 申請
- ・ 支援活動にはライオンズ・ロゴ・アパレルを身に着け、支援物資にはライオンズ・ロゴを貼り被災地での支援要請を受けやすくする。

[復旧・復興期]

- ・ 被災地情報の収集と発信
- ・ 支援提供できる複合・地区・クラブとの連携
- ・ ALERT 掲示板利用（支援可能や要請のマッチング）
- ・ LCIF 申請
- ・ 支援活動の全体的な把握のためクラブ等での支援は必ずキャビネットに報告。